

議案第 88 号

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例及び上越市中小企業・
小規模企業振興基本条例の一部改正について

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例及び上越市中小企業・小規模企業
振興基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例及び上越市中小企業・小規模
企業振興基本条例の一部を改正する条例

(上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部改正)

第 1 条 上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例（平成 28 年上越市条例第
54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 6 号中「第 49 条第 1 項」を「第 47 条第 1 項」に改める。

(上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正)

第 2 条 上越市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 30 年上越市条例第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「第 2 条第 11 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。